

第4号議案 地域高齢期運動連絡会づくりのための特別運動提起の件

1. 運動の目的・名称・提案の趣旨・背景

(1) 目的

- ① 日本高齢者運動連絡会結成 25 周年を機に、高齢期運動のあり方を論議しながら、全国の各市町村に高齢期運動連絡会をつくる大運動を行う
- ② 地域に根を張った高齢者の要求実現のための組織を全国各地につくり、高齢期運動の共同センターをめざす

(2) 提案の趣旨・背景

- ① 高齢期運動にはナショナルセンターや幅広い統一戦線が形成されていない。統一行動や統一組織ができないか検討しましょう。
 - 1963 年の老人福祉法の制定により、全国に老人クラブが結成されますが、全国老人クラブ連合会に加入が認められたのは、町内会のもとにつくられた老人クラブが圧倒的で、自主的・民主的の老人クラブは未公認とされました。
 - 1967 年に日大講堂で「高齢者中央集会」が開催されました。この集会は社会党と共産党の代表者が総評とともに呼びかけ人となり、中央社保協、中央労福協、中立労連などが結集しました。この集会は「9.15 高齢者集会」として続きます。
 - 1971 年には、労組・民主団体・社会党・共産党、のちに公明党も参加して、「健康で安心できる老後をつくる大行動実行委員会」が結成され、高齢者の運動の統一戦線的な広がりが起こります。
 - このような情勢の中、1974 年に個人加盟の高齢者組織として老後保障推進地域連絡会（老地連）が結成されますが、大きく発展はしていません。
 - 臨調行革路線が進む中、1986 年 5 月の「9.15 実行委員会」で政党を除外する決定が行われ、統一した大会が開かれなくなります。「9.15 全国高齢者集会」は、連合を中心に現在でも開催されています。（2,000 人規模）主催は、日本高齢・退職者

団体連合会（退職者連合）で、300万退職者連合づくり、普天間基地撤去、脱原発などを掲げています。

- 一方、翌1987年に京都で第1回日本高齢者大会が開かれます。
- それ以降は、別々の大会となり、中央レベルでの交渉や統一行動はありません。

② 高齢期運動の独自課題を推進する組織と運動をつくりましょう。

- 「高齢期運動とは何か？」の論議の中から、社会保障運動一般の中の高齢期課題だけでなく、①高齢者自身が主体者となる運動、②すべての世代の課題としての高齢期問題にとりくむ運動、③個々の高齢者が抱える問題を解決する運動、の3つの特徴が明確になりつつあります。
- 社保協や単独の加盟団体では解決できない問題を課題として掲げなければ、高齢期運動独自の存在意義はないと考えます。
- 一部に『社保協高齢期運動部会』でいいのではないかととの意見や、そうした組織的位置付けの地域もあります。
- 地域での高齢期の要求実現のためには、社保協や中央団体の枠ぐみを超えた結集が必要となっています。地域ごとにはその可能性のある地域もたくさんあると考えられます。
- 県の高齢者大会に老人クラブや社協のメンバーが参加したり、日本高齢者運動連絡会のメンバーがそれらの組織の役員となっている事例も広がっています。「要求の一致」を掲げて高齢者が取り組む運動として発展させる時期に来ているのではないかと考えます。

③ この間の戦争法反対・廃止などの国民運動に学んで

- 戦争法反対の「一点共闘」から、「野党は共闘」へ、そしてTPPやエネルギー問題などで共同が広がっている運動に学んで、いまこそ高齢期運動でも幅広い共同運動をめざします。
- 高齢期運動は、もともと誰もが将来ぶつかる問題を取り上げる運動です。人生経験の豊かな高齢者運動は、急速に要求で一致できる可能性を持っています。

2. 運動の目標・期間・課題・運動の進め方

(1) 目標

- ① 高齢者、高齢期運動の共同行動（1日共闘など）を広げる
 - 日本高齢者大会に他の高齢期運動団体を招待する
 - 県や地域の高齢者大会（集会・つどい）を共同で主催したり、お互いに来賓として呼び合ったりする
- ② 地域の高齢行き運動組織のあり方を考え、実現可能なところから新たな組織づくりにチャレンジする
 - 老人クラブや地域社協に呼びかけて幅広い団体と共同する
 - 地域連絡会は、初めから高齢者の幅広い共同のための組織として発足する
 - 日本高齢者運動連絡会や都道府県組織も、広く高齢者運動団体などに参加を呼びかける
 - 日本高齢者運動連絡会の性格や役割についても同時に論議を始める

(2) 期間

- ① 2016年度総会から2018年度総会までの3年間をかけて論議する
 - 日本高連には、長中期計画がないので、中期計画的な位置付けで論議と実践を始める

(3) 課題（何が必要か・何から始めるか）

- ① 地域高齢期運動連絡会の性格と参加団体像の確定
- ② 自治体ごとの高齢者要求の結集と政策化
- ③ 要求運動の組織と自治体への要請行動
- ④ 高齢者の毎日の困りごとへの対応

(4) 運動の進め方

- ① 高齢期運動推進事務局団体を運動推進本部とする
 - 高齢期運動推進事務局団体会議で方針・進捗等を論議する

以上